# 霞ヶ浦田村・沖宿・戸崎地区自然再生事業

# 自然再生全体構想（原案）

**平成 17 年 7 月 23 日**

**霞ヶ浦田村・沖宿・戸崎地区自然再生協議会**

# 霞ヶ浦田村・沖宿・戸崎地区の位置

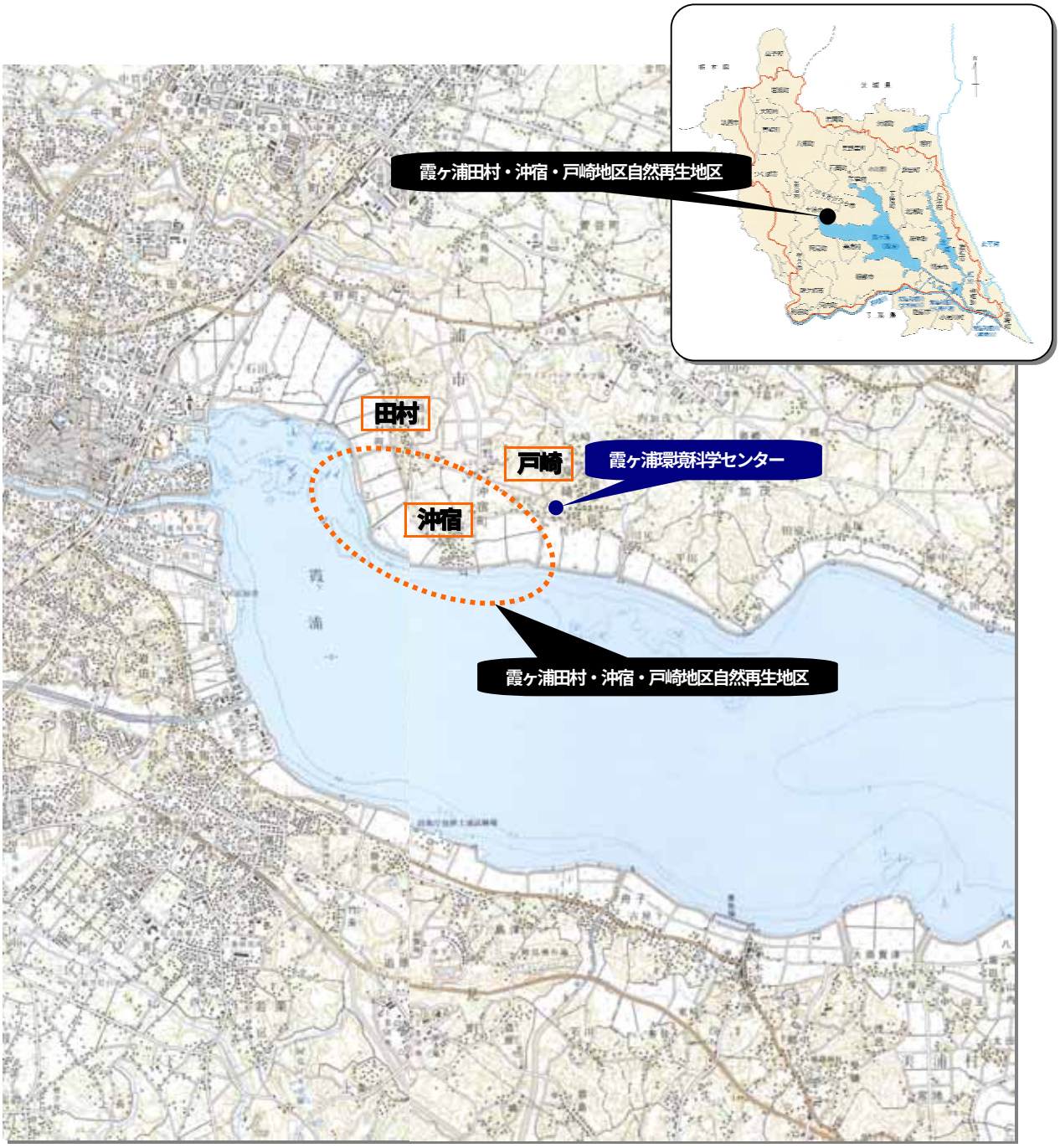


対象地区位置図

## はじめに

### 霞ヶ浦田村・沖宿・戸崎地区自然再生協議会の設立について

かつての霞ヶ浦湾奥部の湖岸は、湿地や植生帯など多様な自然環境が連続してみられたが、現状では、湖岸の自然環境や多様性は大きく損なわれてきている。

このため、霞ヶ浦湾奥部 田村・沖宿・戸崎地区において、湖岸におけるかつての多様な自然環境を再生すると共に、茨城県の霞ヶ浦環境科学センターと連携した環境学習の場等として活用することを目的とし、平成15年１月１日に施行された自然再生推進法の趣旨に基づき、湖岸環境の再生を図ることとした。

自然再生事業の推進にあたっては、全体構想の作成から、事業の実施、維持管理に至るまで、地域住民、ＮＰＯ等自然再生事業に関する活動に参加しようとする者、及び関係機関等との協議・連絡調整など幅広い意見交換や協働による連携が必要となる。

このことから、この度、法の趣旨に基づき当該地区の自然再生事業について協議する「霞ヶ浦田村・沖宿・戸崎地区自然再生協議会」を設立した。

### 霞ヶ浦田村・沖宿・戸崎地区自然再生全体構想について

霞ヶ浦田村・沖宿・戸崎地区自然再生全体構想（以下「全体構想」という。）とは、自然再生推進法（平成14年法第１４８号）第八条の規定により、自然再生協議会である霞ヶ浦田村・沖宿・戸崎地区自然再生協議会（以下「当協議会」という。）が、政府が定めた自然再生基本方針（平成15年4月１日閣議決定）に即して、自然再生の対象となる区域、自然再生の目標、協議会に参加する者の名称又は氏名及びその役割分担、その他自然再生の推進に必要な事項を定め、作成するものである。

また、自然再生事業については、自然再生事業を実施する者が全体構想と整合性がとれ、当協議会と十分に協議され、協議の結果に基づいて作成する自然再生事業実施計画により進められることとなる。

なお、本全体構想は、自然再生事業の状況に応じて、今後、当協議会の合意により必要に応じ見直しをするものとする。

# 霞ヶ浦田村・沖宿・戸崎地区自然再生全体構想（原案）

## 目　次

はじめに

霞ヶ浦田村・沖宿・戸崎地区自然再生協議会の設立について

霞ヶ浦田村・沖宿・戸崎地区自然再生全体構想について

第１章　自然再生の基本的な考え方　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1

第２章　自然再生の対象となる区域　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2

第１節　霞ヶ浦の概要　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2

第２節　自然再生の対象となる区域　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5

第３節　田村・沖宿・戸崎地区の歴史的変遷　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6

第４節　田村・沖宿・戸崎地区の現況　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11

第３章　田村・沖宿・戸崎地区の自然再生目標と自然再生事業の概要

第１節　自然再生目標　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14

第２節　自然再生事業の概要　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15

第４章　霞ヶ浦田村・沖宿・戸崎地区自然再生協議会の組織及び役割分担（会員名簿含む）

第１節　霞ヶ浦田村・沖宿・戸崎地区自然再生協議会設置要綱・・・・・・・・・・・16

第２節　協議会委員名簿　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・21

第３節　役割分担　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・22

## 第１章　自然再生の基本的な考え方

自然再生の基本的な考えかたは、「自然再生基本方針」を踏まえて、以下の４つの視点を基本として、自然再生を推進するものとする。

### ○自然再生の基本的な考え方

**①地域の多様な主体の参加と連携**

どのような自然再生を目指すのかという自然再生の目標や、その手法については、地域の自主性・主体性が尊重されるべきものである。そこで、本自然再生事業においては、地域の多様な主体が参加・連携し、相互に情報を共有するとともに、透明性を確保しつつ、自主的かつ積極的に取り組むものとする。

**②科学的知見に基づく実施**

地域における自然環境の特性や生態系に関する情報を活用し、科学的知見の十分な集積を基礎としながら、自然再生目標や目標達成に必要な方法を定めるものとする。

**③順応的な方法による自然再生**

自然再生事業の実施においては、自然環境に関する十分な調査を事前に行い、事業着手後も自然環境の再生状況をモニタリングし、その結果を科学的に評価し、これを当該事業に反映させる順応的な方法により実施する。

**④自然環境学習の推進**

自然再生を進めるためには、一人一人の取り組みが重要であり、各々が環境を大切にする意識を持つことが重要である。さらに、協議会委員、地域住民のみならず多くの人たちが、地域の自然環境や産業・生活への理解をいっそう深めていく必要がある。これらの学習の場として、本事業地が、十分に活用されるように配慮する。

# 第２章　自然再生の対象となる区域

## 第１節　霞ヶ浦の概要

### （1）流域の概要

霞ヶ浦は茨城県の東南に位置し、霞ヶ浦(西浦)、北浦、外浪逆浦の３つの湖と北利根川、鰐川、常陸川からなり、これらを合わせた湖面積は約２２０㎢である。

流域は大部分を占める茨城県の他、千葉県、栃木県にも及ぶ４２市町村にまたがり、大小合わせて５６河川が流入し、流域面積は約2，１５７㎢となっている。

霞ヶ浦は湖面積に比べて水深が浅いという特徴を持ち、平均水深４m、深いところでも７m程度である。平面的には大小の入江や岬が複雑に連なり、湖岸線の総延長は約２５０㎞と我が国の湖沼では最も長い延長を有した湖である。

※ここでは、霞ヶ浦(西浦)、北浦、常陸利根川、鰐川を総称して「霞ヶ浦」と呼びます。

なお、河川法上は北利根川、外浪逆浦、常陸川をまとめて「常陸利根川」と呼んでいます。

### （2）流域の歴史（過去～現在の変遷）

霞ヶ浦が現在のような淡水湖になったのは、江戸時代に利根川の東遷事業※が行われ、霞ヶ浦南東部に運ばれる土砂の量が増え、海との間が徐々にせき止められていったことによるものである。これにより 17 世紀中頃には淡水湖となったといわれている。

※「利根川の東遷事業」…それまで東京湾に注いでいた利根川の流れが銚子で太平洋に注ぐいまの流れに変えられた事業。

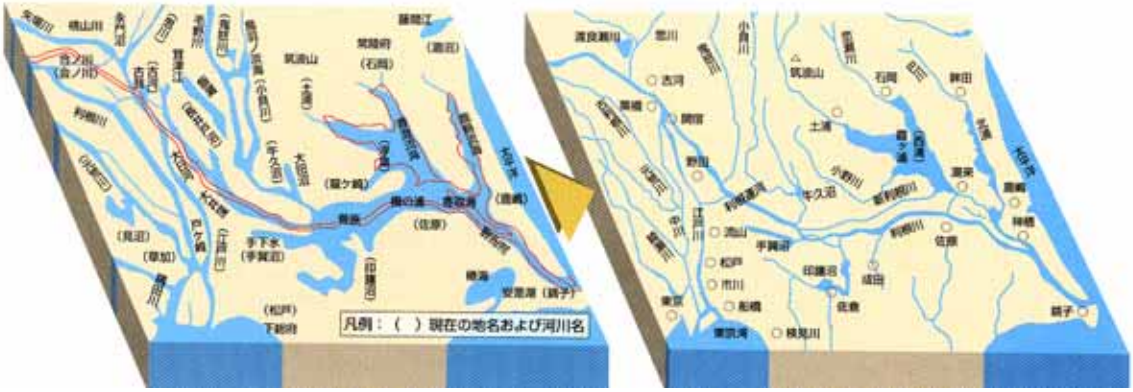


○千年前の霞ヶ浦（赤線は現在の霞ヶ浦）　　○現在の霞ヶ浦

## （3）流域の気候

流域の気候は表日本気候に属し、冬には「筑波おろし」と呼ばれる北西の季節風が強く、晴天が続き降雨量が少ない。夏には南東の季節風が卓越し降雨量も比較的多くなる。

年間平均降雨量は1278㎜程度と全国平均1718㎜に比べ降雨量の少ない地域である。

気温は流域内での地域差は小さく、年間平均気温は約 14℃前後である。

## （4）流域人口の推移

流域人口は昭和 40 年から増加傾向にあり、現在はおよそ 95 万人前後である。

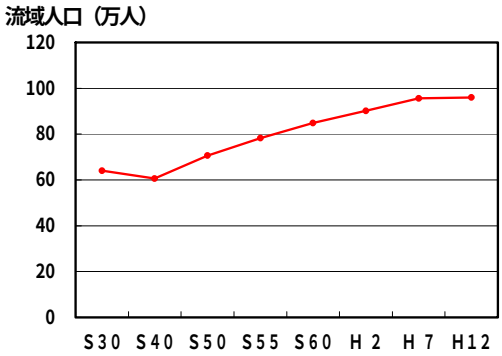


## （5）流域の主な産業と土地利用

流域の主な産業としては、経営規模が高いレベルにある水郷地帯の稲作、茨城県全体の生産量としては全国第１位のレンコン、全国第３位を誇る養豚、さらには獲る漁業からつくる漁業に転換したコイの養殖などが霞ヶ浦を代表する産業となっている。

霞ヶ浦流域の土地利用状況は、農耕地としての利用が多く、次いで森林、市街地となっている。近年の傾向としては、市街地の面積が増加し、農耕地面積が減少してきている。

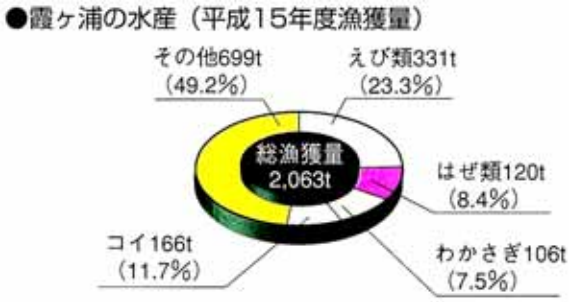

### 流域の土地利用

ゴルフ場　2.0%

| 水　田 | 畑・果樹園 | 森　林 | 市街地 | | 湖面 | その他 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 20.5% | 15.1% | 19.8% | 14.0% | | 10.3% | 18.3% |

注）数値は平成11年度のものを示す。

## （6）流域の洪水

霞ヶ浦の洪水は、常陸利根川の流下能力の不足により流域内の降雨が湖内に貯留され、湖面水位が上昇し氾濫する場合と、利根川の洪水が霞ヶ浦に逆流し、湖水位を上昇させる場合の二つがある。近年の洪水としては平成3年9月の台風18号、10月の台風21号による洪水があり、ともに水位がY.P.+2.00mを越える大きなものであった。

●氾濫実績図

## （7）流域の旱魃（塩害）

霞ヶ浦は潮汐の影響を受けるため、塩水の遡上により湖沿岸の農業に塩害をもたらし昭和 30 年代に入って顕著となった。特に昭和 33 年は流域の降雨が少なく異常渇水となり、農作物への被害、魚類の死滅、上水への被害など大規模な塩害となった。

■昭和33年の塩害状況

## （8）水質の推移

近年の水質状況を COD の変化からみると、昭和 40 年代の高度経済成長と歩調を合わせるように次第に悪化し、昭和 40 年代後半は 7mg/l 台となり、昭和 54 年には、11.3mg/l と高い値を示した。その後水質浄化対策を促進し、平成 4 年には 6.8mg/l まで改善されたが、その後植物プランクトンの種の変化等の要因により悪化し、平成 15 年には 7.5mg/l と依然環境基準を大幅に上回っており、長期的な水質汚濁が継続している。

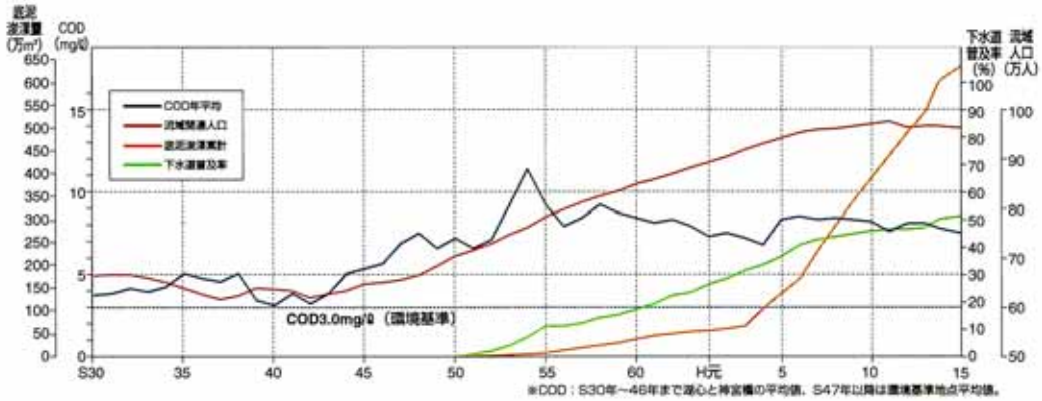

## 第 2 節　自然再生の対象となる区域

自然再生全体構想が対象とする自然再生事業対象区域は、次頁に示す赤線の範囲、霞ヶ浦（西浦）中岸の田村揚排水樋管から戸崎 1 号排水樋管に至る区間（概ね西浦中岸 6.0km～9.5km の区間）の湖岸域とする。

陸側の境界は、堤脚水路を含む範囲とする。沖側の境界は概ね湖岸から 100m 程度を対象範囲とする。

上記の区域を田村・沖宿・戸崎自然再生地（以下「自然再生地」という）と称する。

自然再生事業対象区域

## 第３節　田村・沖宿・戸崎地区の歴史的変遷

### （１）霞ヶ浦の湖岸環境の歴史的変遷

霞ヶ浦の湖岸では、1918 年（大正 7 年）から干拓が始まるなど、第二次大戦以前から改変が進んで来た。以下に示した干拓が始まる以前の 1903～1906 年（明治 36 年～39 年）測量の地形図から湖岸の状況を読み取るとヨシ原(陸域)・ヨシ原(水域)、砂浜が認められ、その分布には以下のような傾向が見られる。

**霞ヶ浦の過去（明治＜1903～1906 年＞）の湖岸植生、砂浜の分布の特徴**

- ヨシ原(陸域)は、西浦では湾状の部分によく発達しているが、左岸中央～下流では見られない。また、北浦では見られない。
- ヨシ原(水域)は、西浦では湾状の部分によく発達しているが、右岸と左岸の中央～下流では見られない。一方で、北浦ではほぼ全域で見られる。
- 砂浜は、ヨシ原のない西浦左岸に連続している他、西浦右岸と北浦下流に見られる。

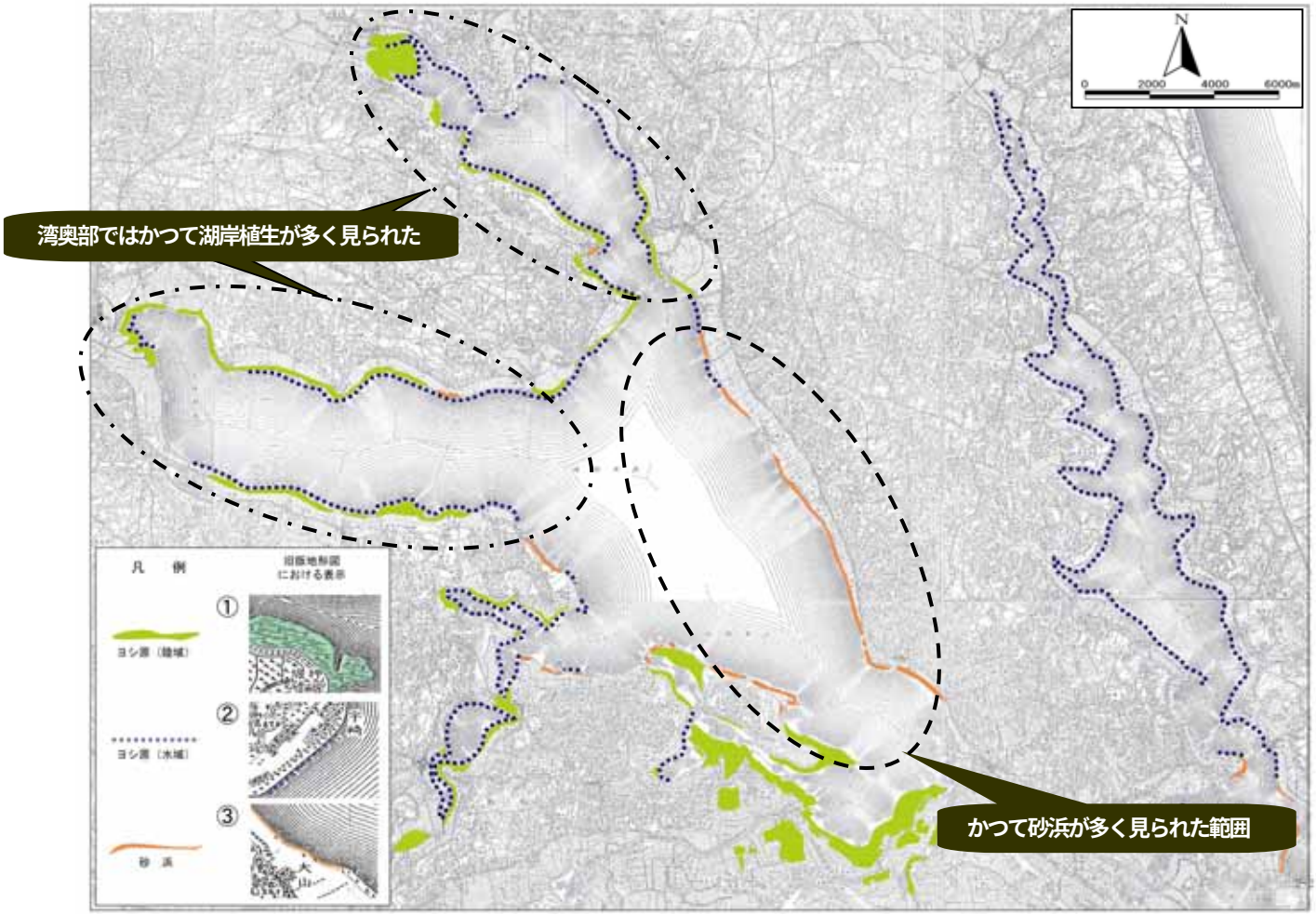


<出典>明治 36～39 年（1903～1906）測量、旧版地形図（1/5 万）に基づき作成

**霞ヶ浦における過去（明治＜1903～1906 年＞）の湖岸植生、砂浜の分布状況**

現在の霞ヶ浦の湖岸では、下図に示すように全湖岸延長の約 57%に及ぶ約 114km に、前面に植生等の無い湖岸が見られる。

また、湖岸植生の面積は昭和 40 年代に比べ、大きく減少している。

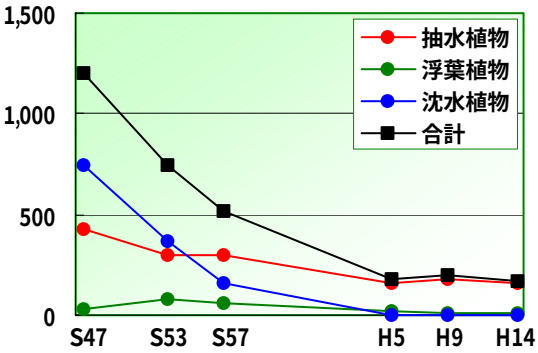


**湖岸植生の面積の推移（西浦）**

<出典>
S47,S53,S57:「霞ヶ浦の水生生物」、H16.3 桜井善雄、霞ヶ浦河川事務所編著
H5:平成 5 年度河川水辺の国勢調査、霞ヶ浦工事事務所
H9:平成 9 年度河川水辺の国勢調査、霞ヶ浦工事事務所
H14:平成 14 年度河川水辺の国勢調査、霞ヶ浦工事事務所

**霞ヶ浦の現在の湖岸植生の分布の特徴**

・西浦では、前面に植生の無い湖岸が広く分布している。特に西浦中岸及び左岸の上流部で顕著である。

・北浦では、ほとんどが前面に植生の無い湖岸となっており、まばらに植生が分布している。

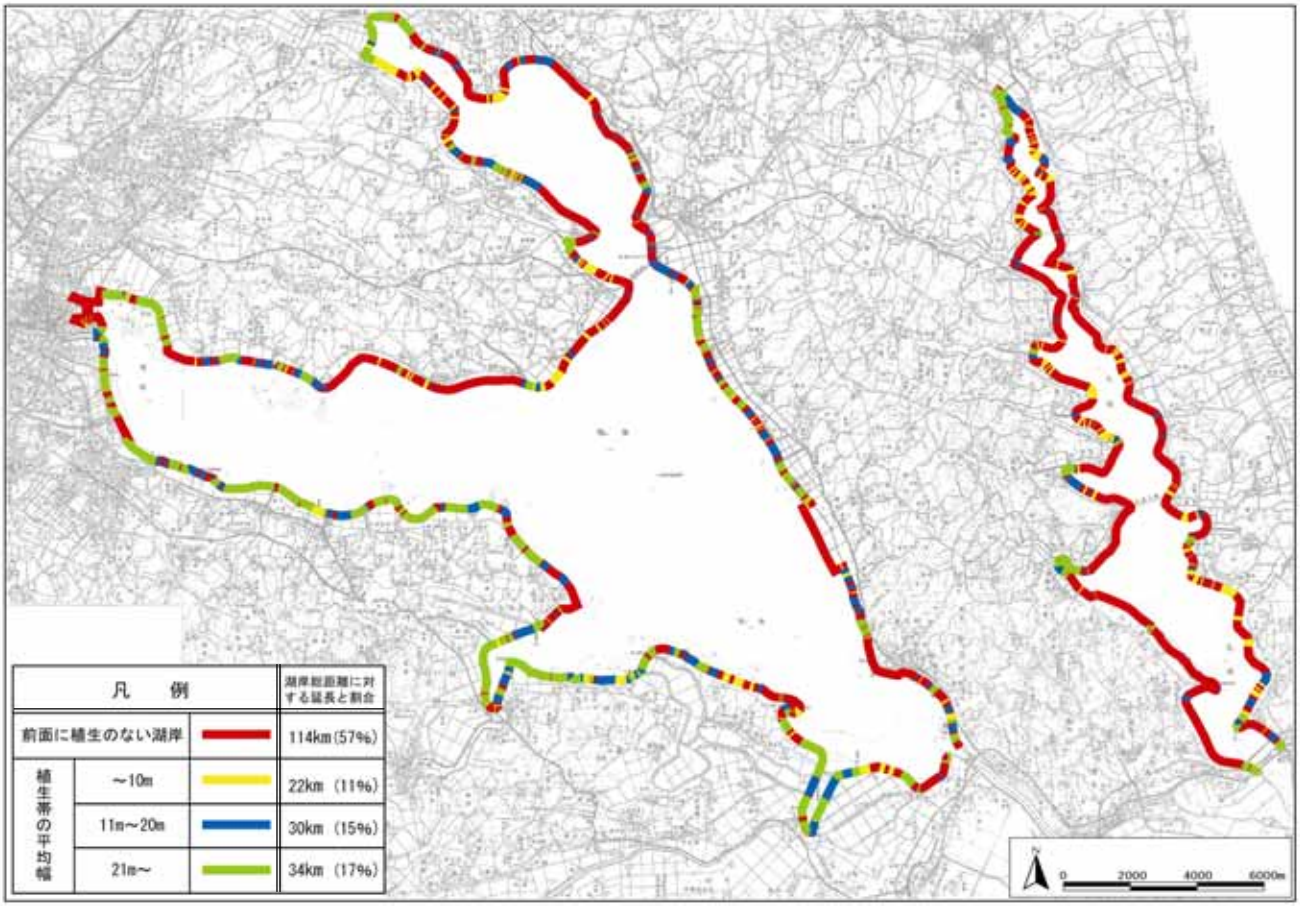


<脚注>
※「水田」「樹林地」の分布は、 国土地理院地形図（1/50,000）の地図記号に基づき作成した。
※植生帯の平均幅については、平成 14 年植生調査（平成 14 年度霞ヶ浦植物調査報告書）により作成した。
<出典>
※国土地理院地形図　1/50,000　　玉造：平成 11 年修正・佐原：平成９年修正・潮来：平成 13 年修正・土浦：平成 14 年修正・鉾田：平成 8 年修正

**現在の湖岸植生の状況**

## （２）田村・沖宿・戸崎地区における湖岸環境の変遷

田村・沖宿・戸崎地区の湖岸環境の変遷は、以下のように示される。

湿地や植生帯などの多様な自然環境が連続した湖岸は、干拓等によって変化が加えられた部分もあるが、概ね昭和 40 年代頃まで見られていた。現在では、植生帯の後退が進み湖岸の自然環境や多様性は大きく損なわれている。

**田村・沖宿・戸崎地区の湖岸環境の変遷**

・田村・沖宿・戸崎地区は、湾奥の中岸に位置し、かつての湖岸には湿地、幅のある植生帯、複雑な水際線が分布し、西浦湾奥部を代表する多様性に優れた自然環境がみられた。

・また、湖岸から台地にかけては、植生帯（ヨシ原）、水田、エンマ、斜面樹林などが連続し、霞ヶ浦の代表的な環境要素を連続してみることができた地区でもある。

・現在は、干拓や築堤、水質悪化等により植生帯（ヨシ原）の後退が進み、緩やかな勾配をもつ、連続した植生帯が損なわれた地区である。

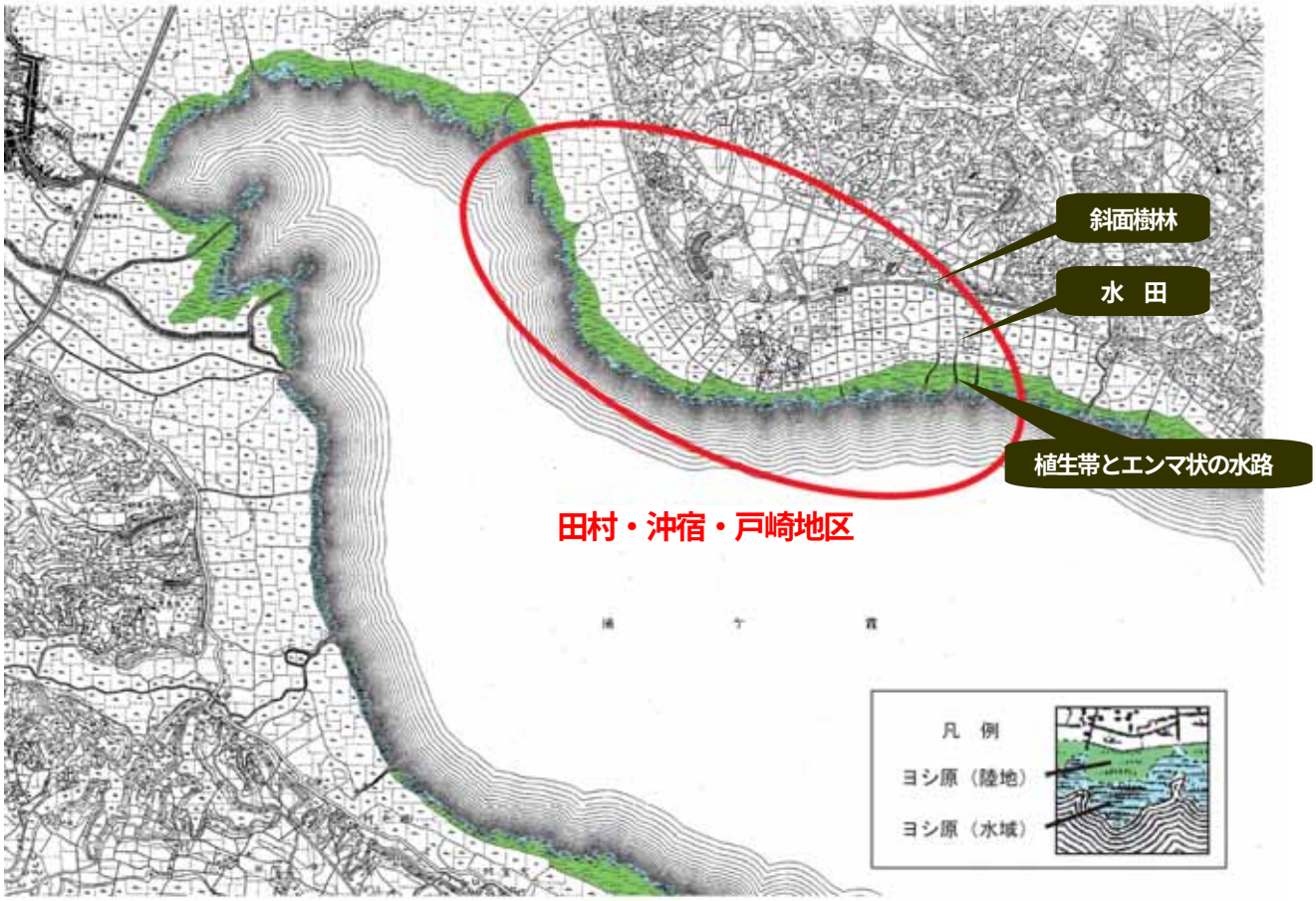


**かつての田村・沖宿・戸崎地区（明治 14 年測量（1881 年）・明治 30 年修正（1897 年）迅速図）**

## ○かつての湖岸と背後地の様子

湖岸には湿地やヨシ等の植生帯が分布し、湖岸背後には水田・エンマ・樹林帯が連続する。

出典：「霞ヶ浦早わかりマップ」霞ヶ浦問題協議会

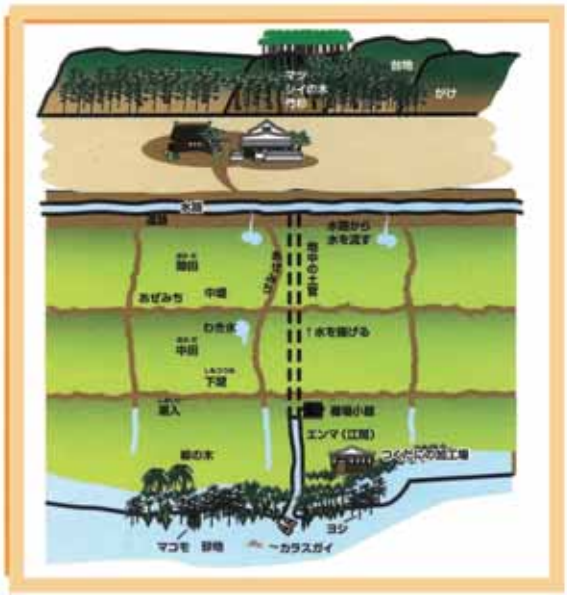


## ○湖岸の景観の変化

（上段）

植生が豊かで顕著な人工改変が行われる以前の湖岸

湖岸から台地にかけては、植生帯（ヨシ原）、水田、エンマ、斜面樹林などが連続する。

（下段）

人為的な地形改変と各種の施設が構築されて人工化が進んだ湖岸

干拓や築堤、水質悪化等により植生帯（ヨシ原）の後退が進み、緩やかな勾配をもつ、連続した植生帯が損なわれた

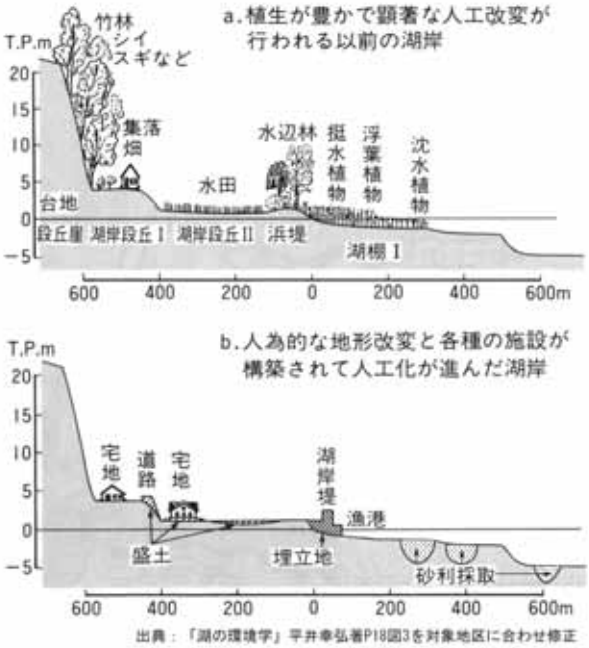


霞ヶ浦における湖岸地帯の景観変化

## ○かつての湖岸の風景

湖岸風景（昭和31年霞ヶ浦町）

浅瀬でのしじみとり（昭和30年霞ヶ浦町）

出典：「土浦・石岡・つくばの100年」：赤根益男他編

○空中写真による変遷

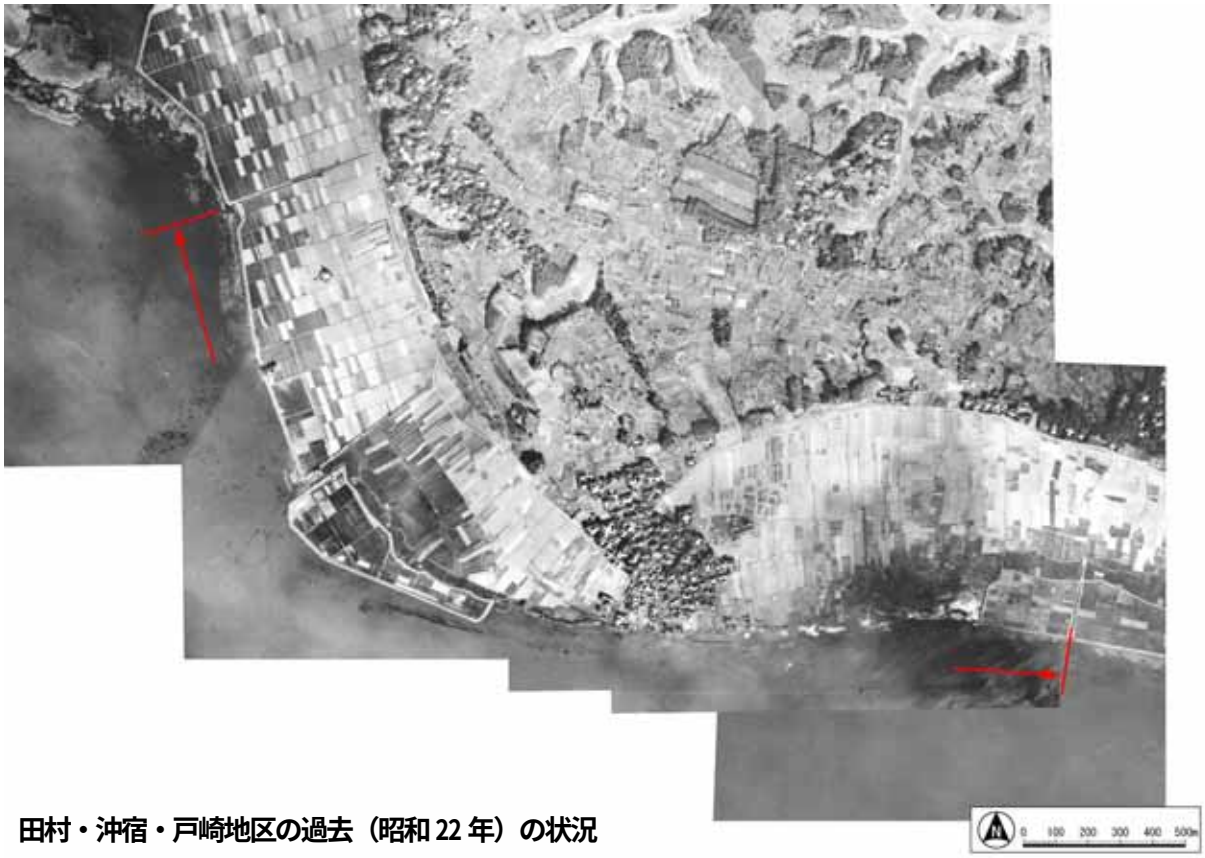


**田村・沖宿・戸崎地区の過去（昭和 22 年）の状況**

・水際にはヨシ等の植生帯が連続して見られ、複雑な水際線が形成されていた。

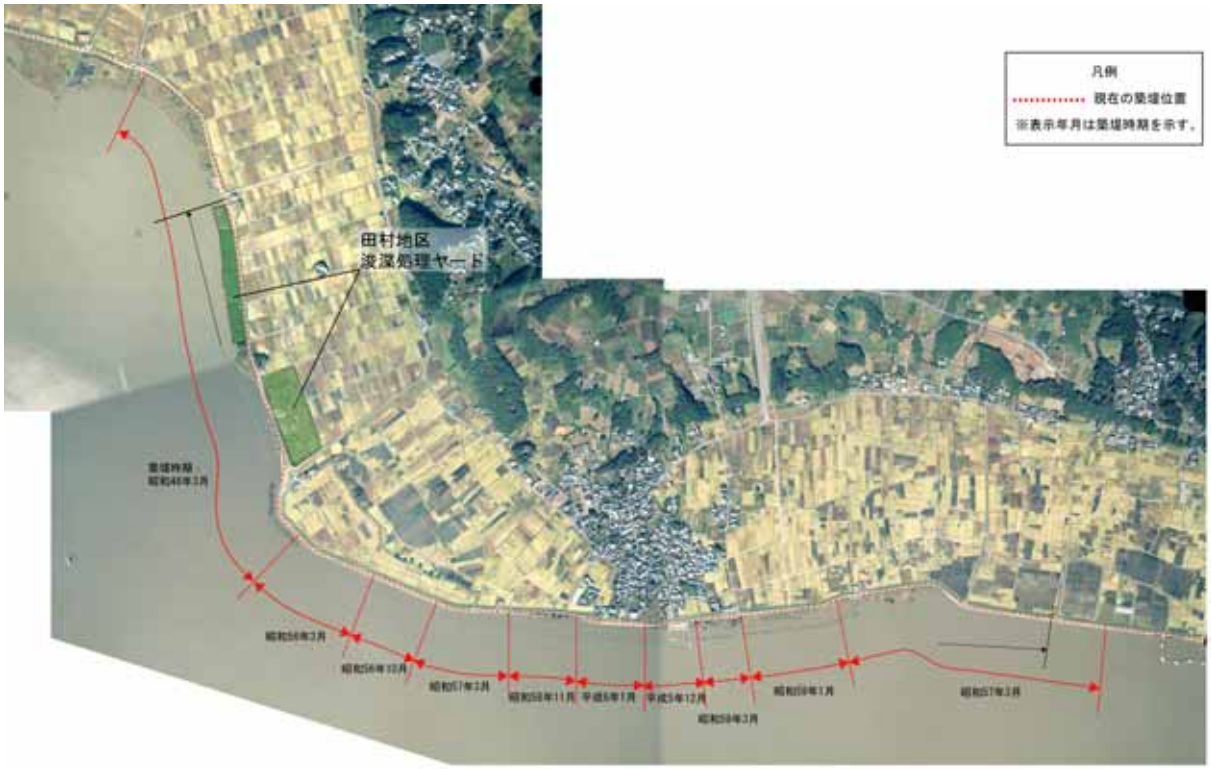


**田村・沖宿・戸崎地区の現在（平成 15 年）の状況**

・現状では、一部に植生は見られるものの、大きく減退している。

## 第４節　田村・沖宿・戸崎地区の現況

### （１）田村地区の現況

| 基本分類 | | 群落名等 | 群落表示コード |
|---|---|---|---|
| 浮葉植物群落 | | トチカガミ群落 | 02501 |
| | | アオウキクサ群落 | 02502 |
| | | ハス群落 | 02503 |
| 一年生草本群落 | | イヌビエ群落 | 05501 |
| 多年生広葉草本群落 | | ヨモギーメドハギ群落 | 064 |
| 単子葉植物群落 | ヨシ群落 | ヨシ群落 | 071 |
| | | セイタカヨシ群落 | 073 |
| | | カサスゲーヨシ群落 | 07501 |
| | | ヨシーセイタカアワダチソウ群落 | 07503 |
| | オギ群落 | オギ群落 | 091 |
| | その他の単子葉植物群落 | ヒメガマ群落 | 104 |
| | | マコモ群落 | 10502 |
| ヤナギ高木林 | | タチヤナギ群集（低木林） | 126 |
| | | ジャヤナギーアカメヤナギ群集 | 127 |
| | | カワヤナギ群落 | 1217 |
| その他の低木林 | | アズマネザサ群落 | 1312 |
| | | クズ群落 | 1315 |
| | | フジ群落 | 1329 |
| 人工草地 | | 人工草地 | 24 |
| 人工構造物 | | コンクリート構造物 | 262 |
| 開放水面 | | 開放水面 | 28 |

植生図

対象地区及び周辺の現況

## （２）沖宿・戸崎地区の現況

| 基本分類 | | 群落名等 | 群落表示コード |
|---|---|---|---|
| 浮葉植物群落 | | トチカガミ群落 | 02501 |
| | | アオウキクサ群落 | 02502 |
| | | ハス群落 | 02503 |
| 一年生草本群落 | | イヌビエ群落 | 05501 |
| 多年生広葉草本群落 | | ヨモギーメドハギ群落 | 064 |
| 単子葉植物群落 | ヨシ群落 | ヨシ群落 | 071 |
| | | セイタカヨシ群落 | 073 |
| | | カサスゲーヨシ群落 | 07501 |
| | | ヨシーセイタカアワダチソウ群落 | 07503 |
| | オギ群落 | オギ群落 | 091 |
| | その他の単子葉植物群落 | ヒメガマ群落 | 104 |
| | | マコモ群落 | 10502 |
| ヤナギ高木林 | | タチヤナギ群集（低木林） | 126 |
| | | ジャヤナギーアカメヤナギ群集 | 127 |
| | | カワヤナギ群落 | 1217 |
| その他の低木林 | | アズマネザサ群落 | 1312 |
| | | クズ群落 | 1315 |
| | | フジ群落 | 1329 |
| 人工草地 | | 人工草地 | 24 |
| 人工構造物 | | コンクリート構造物 | 262 |
| 開放水面 | | 開放水面 | 28 |

植生図

対象地区及び周辺の現況

○自然再生対象区域･各地区の特色

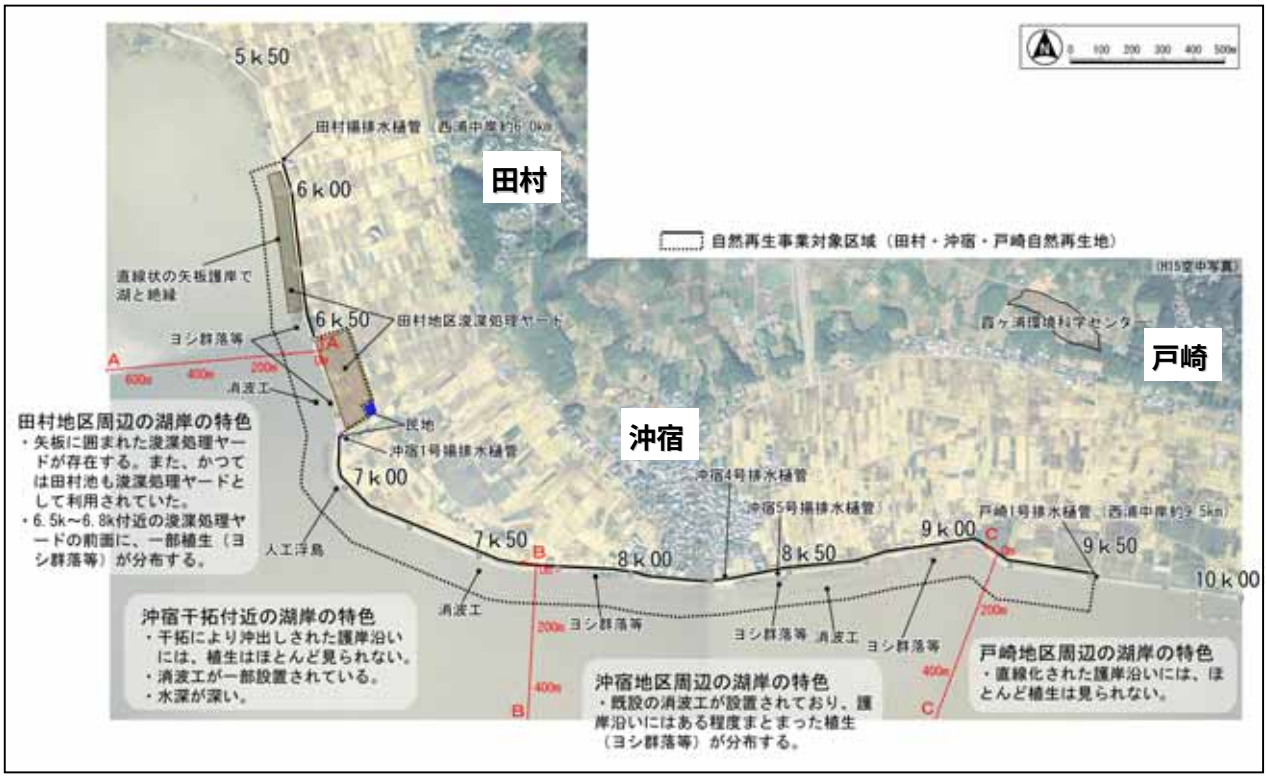


**自然再生対象区域・各地区の特色**

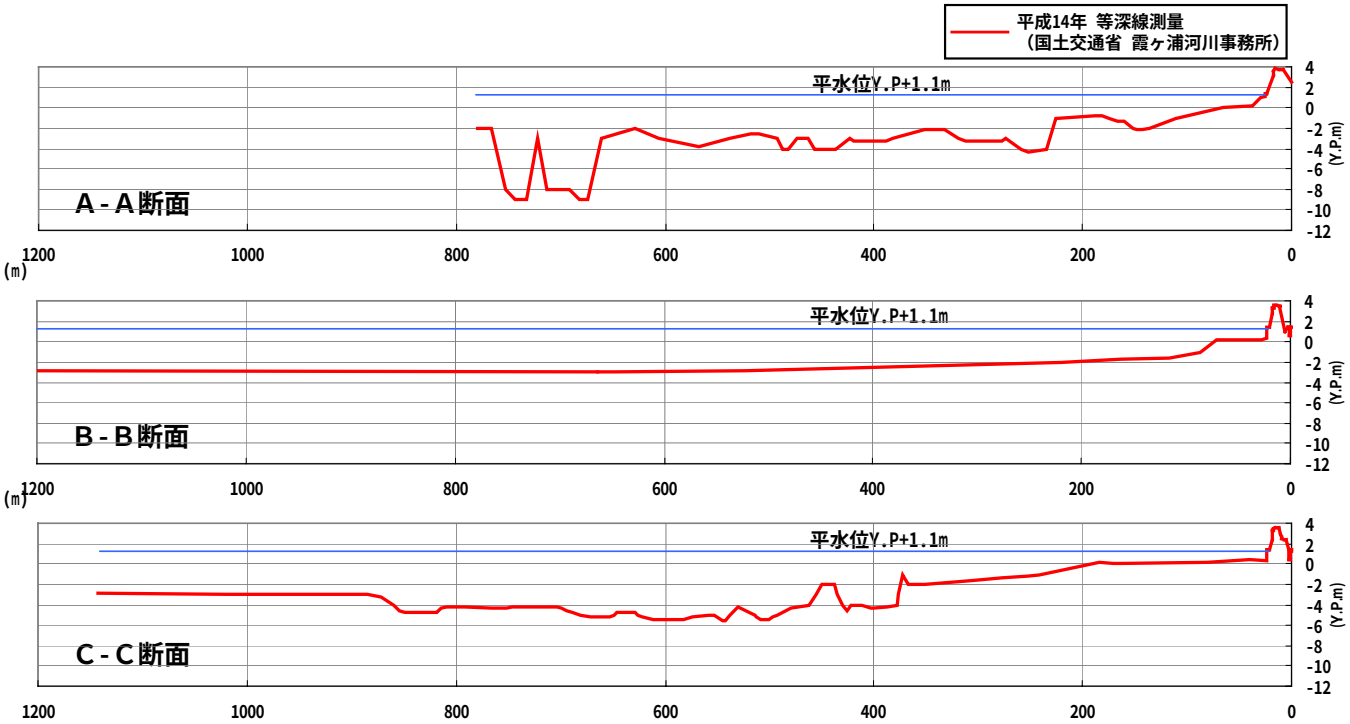

# 第３章　田村・沖宿・戸崎地区の自然再生目標と自然再生事業の概要

## 第１節　自然再生目標

田村・沖宿・戸崎地区の自然再生における自然再生目標は、対象地の現況を踏まえた上で、全ての協議会委員が共有することが出来る自然再生地の「目指すべき姿（場）」を表現したものとした。

本協議会では、各委員からそれぞれが懐く自然再生目標を出し合い、協議を重ねた結果、「自然再生全体目標」及び全体目標を実現するための「個別目標」を『生物の多様性』『人と湖のつながり』『湖岸景観』の３つの観点から設定し、当地区での自然再生の実現に取り組んでいくものとした。さらに事業を実施する上で、常に念頭に置くべき事項をの３つの「配慮事項」として整理した。

**自 然 再 生 全 体 目 標**

**この地域の特色と変遷を踏まえ、自然の力を借りながら変化に富む水辺空間を再生し、かつての霞ヶ浦に普通に見られた動植物を呼び戻し、憩いの場・環境教育の場として役立つこと、人と自然が共生していくことを願って**

**「多様な動植物が生育･生息し、里と湖の接点を形成する湖岸帯の保全・再生を図る」**

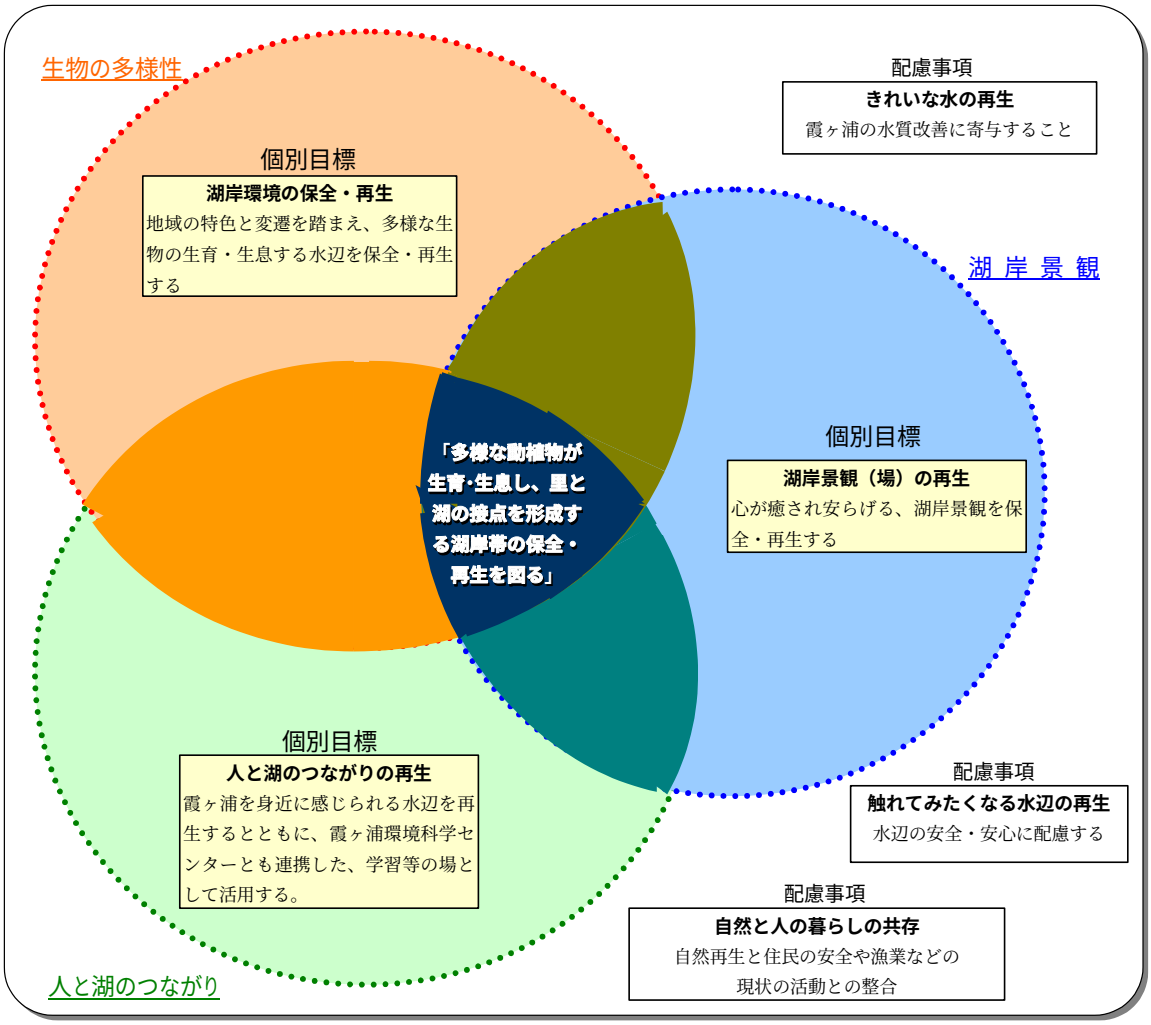


**田村・沖宿・戸崎地区の自然再生目標**

## 第 2 節　自然再生事業の概要

当地区の事業の概要は、協議会において以下の考え方でまとめた。

田村・沖宿・戸崎地区における自然再生事業の概要

**当地区での自然再生事業の概要は、自然再生全体目標を達成するための個別目標を事業内容とし、具体の施策については自然再生実施計画書で明記する。**

個 別 目 標

**○湖岸環境の保全・再生**

**○人と湖のつながりの再生**

**○湖岸景観（場）の再生**

事業の実施

目標の達成

自然再生全体目標

**「多様な動植物が生育･生息し、里と湖の接点を形成する湖岸帯の保全・再生を図る」**

---

**○自然再生目標・自然再生事業の概要に含まれる用語について**

保　全　：良好な自然環境が現存している場所において、その状態を積極的に維持すること。

再　生　：自然環境が損なわれた地域において、損なわれた自然環境を取り戻すこと。

創　出　：自然環境がほとんど失われた地域において、その地域の自然生態系を取り戻すこと。

維持管理：再生された自然環境の状況をモニタリングし、その状態を長期間にわたって維持するために必要な管理を行うこと。

（自然再生基本方針より抜粋）

## 第４章　霞ヶ浦田村・沖宿・戸崎地区自然再生協議会の組織及び役割分担（会員名簿含む）

### 第１節　霞ヶ浦田村・沖宿・戸崎地区自然再生協議会設置要綱

**霞ヶ浦田村・沖宿・戸崎地区自然再生協議会設置要綱**

（平成 16 年 10 月 31 日施行）

- 第1章　総則
  - 設置
  - 名称
  - 自然再生事業対象地区
- 第2章　目的および協議会所掌事務
  - 目的
  - 協議会所掌事務
- 第3章　委員
  - 委員
  - 途中参加委員
  - 委員資格の喪失
  - 辞任
  - 解任
- 第4章　会長および副会長
  - 会長および副会長
- 第5章　会議および専門委員会
  - 協議会の会議
  - 専門委員会
  - 公開
- 第6章　運営事務局
  - 運営事務局
  - 運営事務局の所掌事務
- 第7章　補則
  - 要綱施行
  - 要綱改正

# 霞ヶ浦田村・沖宿・戸崎地区自然再生協議会 設置要綱

## 第1章　総則

### (設置)

第1条　霞ヶ浦(西浦)中岸の湖岸域に係る自然環境の再生を図るため、自然再生推進法（平成14年法律第148号）第8条に基づく自然再生協議会を設置する。

### (名称)

第2条　設置する自然再生協議会の名称は、霞ヶ浦田村・沖宿・戸崎地区自然再生協議会　(以下「協議会」という)とする。

### (自然再生事業対象区域)

第3条　協議会が対象とする自然再生事業対象区域は、霞ヶ浦（西浦）中岸の田村揚排水樋管から戸崎1号排水樋管に至る区間（概ね西浦中岸6.0㎞～9.5㎞の区間）の湖岸域とする。

2　前項に掲げる区域を田村・沖宿・戸崎自然再生地（以下「自然再生地」という）と称する。

## 第2章　目的及び協議会所掌事務

### (目的)

第4条　協議会は、自然再生地における自然再生事業（以下「自然再生事業」という）の実施にあたり、その構想を作成し、自然再生事業に関する実施計画の案について協議し、及び自然再生事業の実施に係る連絡調整を行うことを目的とする。

### (協議会所掌事務)

第5条　協議会は、次の事務を行う。

(1)　自然再生地に係る自然再生全体構想を作成すること。

(2)　自然再生地に係る自然再生事業実施計画の案について協議すること。

(3)　自然再生地における維持管理及び改良を含む自然再生事業の実施に係る連絡調整を行うこと。

## 第3章　委員

### (委員)

第6条　協議会は、次の各項について選出される委員をもって構成する。

(1)　自然再生事業に参加しようとする茨城県に在住若しくは在勤する個人、又は茨城県内に活動の根拠を置く法人若しくは団体の代表者

(2)　自然再生地に係る土地所有者等であって、自然再生事業に参加しようとする者

(3)　自然再生地を含む霞ヶ浦の自然環境に関して専門的知識を有する者

(4)　自然再生地を行政範囲に含む茨城県、土浦市及び霞ヶ浦町の職員

(5)　自然再生地の管理に携わる国土交通省及び独立行政法人水資源機構の職員

2　前項第1号に係る委員の選出は公募による。

3　委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、協議会の設立時に委員であった者の任期については、この要綱を定める日から平成18年3月31日までとする。

**(途中参加委員)**

第7条　協議会には、前条による委員のほか、途中参加委員を加えることができる。途中参加委員の任期は第6条に定める委員の残任期間に同じとする。

2　協議会の委員から推薦された者は、第12条に定める協議会の会議における合意を経て途中参加委員となることができる。

3　その他途中参加委員となることを希望する者は、第15条に定める運営事務局に対しその意思表示を行い、第12条に定める協議会の会議における合意を経て、途中参加委員となることができる。

**(委員資格の喪失)**

第8条　委員は、次の事由によって、その資格を喪失する。

(1)　辞任

(2)　死亡若しくは失踪の宣告、又は委員が属する団体若しくは法人の解散

(3)　解任

**(辞任)**

第9条　委員は、やむを得なき事由ある場合は、辞任することができる。なお、辞任しようとする者は、第15条に規定する運営事務局に連絡しなければならない。

**(解任)**

第10条　協議会の名誉を傷つけ、又は協議会の目的、自然再生推進法若しくは同法第7条に規定する自然再生基本方針に反する行為があった場合には、協議会は、第12条に規定する協議会の会議における出席委員の過半数の賛同を経て委員を解任することができる。

2　解任の決定を諮るに先立ち、解任されようとする者には、協議会の会議において弁明の機会が与えられなければならない。

## 第4章　会長及び副会長

**(会長及び副会長)**

**第11条　協議会に会長1名及び副会長1名を置く。**

2　会長及び副会長の選出は委員の互選による。

3　会長は協議会を代表し、会務を総理する。

4　副会長は会長を補佐し、会長に事故ある場合は職務を代行する。

## 第5章　会議及び専門委員会

**(協議会の会議)**

第12条　協議会の会議（以下「会議」という）は、会長が招集する。

2　会長は会議の議長となる。

3　議長は、会議の進行に際して専門的知識を有する者の意見を徴することが妥当と認める場合又は委員から専門的知識を有する者からの意見聴取の発議があり、かつ会議における合意を得た場合には、専門委員会を設置し、会議のほかに専門的協議を行うよう要請することができる。

**(専門委員会)**

第13条　専門委員会の委員は協議会の委員のうちから選任する。

2　議長は専門委員会の委員長1名を指名する。委員長は専門委員会を統轄するとともに、副委員長1名を指名してその補佐を受ける。

3　専門委員会は、付託された専門事項について協議し議長に報告する。

4　専門委員会は、必要と認める場合、委員でない専門的知見を有する者の出席を求めて意見を徴することができる。

**(公開)**

第14条　協議会の会議は公開を原則とする。

2　会議の開催に関する事項及び議事要旨等については、霞ヶ浦河川事務所ホームページに掲載することにより公開する。

## 第6章　運営事務局

**(運営事務局)**

第15条　協議会の会務を円滑に処するため、国土交通省関東地方整備局霞ヶ浦河川事務所に運営事務局を置く。

2　協議会の委員は運営事務局の事務に参加することができる。

**(運営事務局の所掌事務)**

第16条　運営事務局は、次に掲げる事項に関する事務を行う。

(1)　会議等（専門委員会を含む。以下同じ）の開催、協議及び進行その他に関する事項

(2)　会議等の議事録及び議事要旨の作成並びにその公開に関する事項

(3)　その他協議会の運営に関し、会長が必要と認める事項

## 第7章　補則

**(要綱施行)**

第17条　この要綱に定めることのほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会議における合意を経て会長が別に定める。

**(要綱改正)**

第18条　この要綱の改定は、委員の過半数が出席する会議における過半数の同意による。

2　要綱の改定に係る委員の発議は、出席委員の過半数の賛同により採択し、採択した案件については可能な限り速やかに協議する。

**附　則**

1　この要綱は、平成16年10月31日から施行する。

## 第２節　協議会委員名簿

### 霞ヶ浦田村・沖宿・戸崎地区自然再生協議会・委員名簿

（平成 17 年 7 月 23 日現在）

| | | | 氏名 | | 所属 | | 住所･所在地 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 専門家 | 会長 | 1 | 前田　修 | マエダ　オサム | 元筑波大学教授 | | |
| | 副会長 | 2 | 平井　幸弘 | ヒライ　ユキヒロ | 専修大学教授 | | |
| | | 3 | 小斉　和宏 | コサイ　カズヒロ | 茨城県内水面水産試験場長 | | |
| | | 4 | 須田　直之 | スダ　ナオユキ | 茨城県高等学校教育研究会生物部顧問 | | |
| | | 5 | 西廣　淳 | ニシヒロ　ジュン | 東京大学農学生命科学研究科保全生態学研究室助手 | | |
| 公募委員 | 団体 | 1 | 荒尾　稔 | アラオ　ミノル | 日本雁を保護する会 | | 東京都文京区 |
| | | 2 | 諏訪　茂子 | スワ　シゲコ | 特定非営利活動法人　アサザ基金 | | 牛久市 |
| | | 3 | 飯田　農夫男 | イイダ　ノブオ | 石岡の自然を守る会 | 代表 | 石岡市 |
| | | 4 | 今泉　忠男 | イマイズミ　タダオ | 霞ヶ浦町漁業協同組合 | | かすみがうら市 |
| | | 5 | 岩瀬　栄一 | イワセ　エイイチ | 沖宿下石田干拓水利組合 | 組合長 | 土浦市 |
| | | 6 | 脇島　善朗 | ワキシマ　ヨシロウ | 上大津東小学校PTA | 会長 | 土浦市 |
| | | 7 | 酒井　京司 | サカイ　キョウジ | JA土浦　田村蓮根共撰部会 | | 土浦市 |
| | | 8 | 瀬古沢　登 | セコザワ　ノボル | 土浦第一漁業協同組合 | 理事組合長 | 土浦市 |
| | | 9 | 戸井　要雄 | トイ　トシオ | 沖宿土地改良区 | 理事長 | 土浦市 |
| | | 10 | 浜田　忠 | ハマダ　タダシ | 沖宿町消防団 | 団長 | 土浦市 |
| | | 11 | 浜田　文男 | ハマダ　フミオ | 湖岸住民の会 | 代表幹事 | 土浦市 |
| | | 12 | 浜田　諭吉 | ハマダ　ユキチ | 沖宿町町内会（区） | 区長 | 土浦市 |
| | | 13 | 坂東　秀樹 | バンドウ　ヒデキ | 特定非営利活動法人　エコタウンほこた | 代表理事 | 鉾田町 |
| | | 14 | 堀越　昭 | ホリコシ　アキラ | 社団法人霞ヶ浦市民協会 | 理事長 | 土浦市 |
| | | 15 | 酒井　規勝 | サカイ　ノリカツ | 特定非営利活動法人　水質協会（茨城分室） | | 麻生町 |
| | | 16 | 横山　鉄夫 | ヨコヤマ　テツオ | (有) ワールドバスソサエティー（W.B.S.） | 会長 | 美浦村 |
| | | 17 | 吉田　慎也 | ヨシダ　シンヤ | 田村町区 | | 土浦市 |
| | 個人 | 18 | 有吉　潔 | アリヨシ　キヨシ | | | 土浦市 |
| | | 19 | 石川　享市 | イシカワ　キョウイチ | | | 水戸市 |
| | | 20 | 伊藤　春樹 | イトウ　ハルキ | | | 美浦村 |
| | | 21 | 植田　昌明 | ウエダ　マサアキ | | | 阿見町 |
| | | 22 | 大川　幸一 | オオカワ　コウイチ | | | 土浦市 |
| | | 23 | 貝塚　勇 | カイヅカ　イサム | | | 土浦市 |
| | | 24 | 菊地　敏夫 | キクチ　トシオ | | | 土浦市 |
| | | 25 | 古仁所　洋一 | コニショ　ヨウイチ | | | 土浦市 |
| | | 26 | 酒井　武一郎 | サカイ　タケイチロウ | | | 土浦市 |
| | | 27 | 清水　浩 | シミズ　ヒロシ | | | 土浦市 |
| | | 28 | 城之内　健一 | ジョウノウチ　ケンイチ | | | つくば市 |
| | | 29 | 鈴木　康夫 | スズキ　ヤスオ | | | 石岡市 |
| | | 30 | 高野　哲夫 | タカノ　テツオ | | | 土浦市 |
| | | 31 | 高橋　修一 | タカハシ　シュウイチ | | | 北浦町 |
| | | 32 | 高村　典子 | タカムラ　ノリコ | | | つくば市 |
| | | 33 | 滝　雅己 | タキ　マサミ | | | 土浦市 |
| | | 34 | 沼澤　篤 | ヌマザワ　アツシ | | | 土浦市 |
| | | 35 | 野原　小右二 | ノハラ　コウジ | （辞任の申し出あり） | | 玉造町 |
| | | 36 | 羽成　文雄 | ハナリ　フミオ | | | 土浦市 |
| | | 37 | 浜田　越子 | ハマダ　エツコ | | | 土浦市 |
| | | 38 | 浜田　忠良 | ハマダ　タダヨシ | | | 土浦市 |
| | | 39 | 浜田　陽一 | ハマダ　ヨウイチ | | | 土浦市 |
| | | 40 | 藤野　佳織 | フジノ　カオリ | | | 東京都世田谷区 |
| | | 41 | 宮本　暢夫 | ミヤモト　ノブオ | | | かすみがうら市 |
| | | 42 | 村本　弘章 | ムラモト　ヒロアキ | | | かすみがうら市 |
| | | 43 | 八島　八郎 | ヤシマ　ハチロウ | | | 土浦市 |
| | | 44 | 安田　麻耶子 | ヤスダ　マヤコ | | | 潮来市 |
| | | 45 | 山根　幸美 | ヤマネ　ユキミ | | | 土浦市 |
| | | 46 | 山本　秀春 | ヤマモト　ヒデハル | | | かすみがうら市 |
| | | 47 | 吉田　明子 | ヨシダ　アキコ | | | 土浦市 |
| | | 48 | 吉田　幸二 | ヨシダ　コウジ | | | 阿見町 |
| | | 49 | 吉田　智行 | ヨシダ　トモユキ | | | 土浦市 |
| | | 50 | 和田　哲男 | ワダ　テツオ | | | 阿見町 |
| 地方公共団体 | | 1 | 茨城県 企画部水･土地計画課　課長 | | | | |
| | | 2 | 茨城県 企画部地域計画課　課長 | | | | |
| | | 3 | 茨城県 生活環境部環境政策課　課長 | | | | |
| | | 4 | 茨城県 生活環境部環境対策課　課長（霞ヶ浦対策課） | | | | |
| | | 5 | 茨城県 霞ヶ浦環境科学センター 副センター長（霞ヶ浦対策課） | | | | |
| | | 6 | 茨城県 農林水産部漁政課　課長 | | | | |
| | | 7 | 茨城県 農林水産部霞ヶ浦北浦水産事務所 | | | | |
| | | 8 | 茨城県 農林水産部水産振興課　課長 | | | | |
| | | 9 | 茨城県 農林水産部農地局農村計画課 | | | | |
| | | 10 | 茨城県 農林水産部農地局農村環境課　課長 | | | | |
| | | 11 | 茨城県 土木部河川課　課長 | | | | |
| | | 12 | 土浦市 環境保全課長 | | | | |
| | | 13 | かすみがうら市 環境保全課長(霞ヶ浦町環境防災課) | | | | |
| 関係行政機関 | | 1 | 国土交通省　霞ヶ浦河川事務所長 | | | | |
| | | 2 | 独立行政法人水資源機構 利根川下流総合管理所長（霞ヶ浦開発総合管理所） | | | | |

## 第３節　役割分担

### （１）自然再生協議会に参加する者の役割

以下に自然再生協議会に参加する者の役割について、基本的な考え方を整理した。

**○専門家　：事業区域に関する科学的知見に明るい専門的な立場から、事業区域の変遷を踏まえた施工に関する助言、及び施工後の環境モニタリング結果に科学的な評価を加え、当該事業に反映させる順応的な手法についての助言をする。また環境学習にも参加する。**

**○公募委員：団体と個人の立場から、前浜等の施工への参加、事業区域の保全に関する環境管理、自然の再生･回復の状況の監視（環境モニタリング）、環境学習の実施、及び自然再生に関する広報活動等について、国土交通省・県・市と連携を図りつつ、作業を分担する。**

**○行　政　：**

**・国土交通省：河川管理者の立場から、事業地区の前浜等の施工のための材料供給等、基盤整備と環境管理、環境モニタリング、環境学習及び広報活動に参画し、事業区域内の適正な保全に協力する。**

**・水資源機構：国土交通省と共に、事業地区の前浜等の施工のための材料供給等、基盤整備と、環境管理及び環境学習について分担する。**

**・茨城県　　：茨城県の広域行政を行っている立場から、特に環境教育の場として事業区域内を利用すること。および他の地元の諸計画との調整及び広報活動等について分担する。**

**・土浦市　　：事業地域を含む地方公共団体の立場から、事業地区の環境管理、環境学習、広報活動および利用についての課題に対して必要な協力を行う。**

**・かすみがうら市：事業地域を含む地方公共団体の立場から、事業区域の環境管理、環境学習、広報活動および利用についての課題に対して必要な協力を行う。**

### （2）役割分担表

前述の役割分担の基本的な考え方を基に、自然再生協議会に参加する者の主な役割分担を下表に整理した。（ここに示す役割分担は現段階での案であり、今後の自然再生実施計画の協議において見直しを行う場合がある。）

・役割分担に関するアンケート結果を基に、役割分担を整理した、

・役割を中心となって担当したり、連携が求められる構成員について、下表に整理した。

**役割分担表（公募委員欄はアンケートの回答を基に整理）**

| | | 施工 | 環境管理 | 環境モニタリング | 環境学習 | 広報活動 | その他（追加項目） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 専門家 | | 助言 | 助言 | 助言 | ○ | | |
| 公募委員 | 団体 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| | 個人 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| 行政 | 国土交通省 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| | 水資源機構 | ○ | ○ | | ○ | | |
| | 茨城県 | | | | ○ | ○ | |
| | 土浦市 | | ○ | | ○ | ○ | |
| | かすみがうら市 | | ○ | | ○ | ○ | |